

業務仕様書

- 1 業務件名 北海道農政事務所白石庁舎敷地測量業務
- 2 業務場所 札幌市白石区平和通二丁目北 21 番 5 及び 6
- 3 業務期間 契約締結の翌日から令和 8 年 1 月 28 日まで
- 4 業務概要
 - (1) 本業務は、庁舎敷地の用地確定測量（地積更正）である。
 - (2) 土地面積及び復元箇所等については別添図面のとおりである。
 - (3) 復元箇所に境界標識（3 点）を設置すること。
 - ・アルミプレート（2 穴・アンカーピン式）を設置する。
 - 規格は「35mm×35mm×3mm」を標準とする。
 - (4) 隣接土地所有者より境界確定協議書（正 2 通）を徴求すること。
 - (5) 測量時において、上記 2 の地番から隣接地への越境物又は隣接地から上記地番への越境物が生じていた場合は状況を報告書にまとめること。
- 5 成果品 成果品は次のとおりとし、提出数量は 2 部とする。
 - (1) 測量経過説明書
 - (2) 位置図
 - (3) 収集資料等
 - (4) 測量成果（用地実測図、現況平面図及び越境物状況報告書含む）
 - (5) 作業写真及び設置境界標識写真
 - (6) 境界確定協議書（公共物にあつては境界証明で可）
 - (7) 地積測量図及び不動産調査報告書
- 6 官公署等の手続
 - (1) 業務に係り関係官公署等への届出が必要な場合は、法令等を遵守し、受注者において手続きを行うこと。
 - (2) 手続きに係る費用は受注者が負担するものとする。
- 7 特記事項
 - (1) 全部事項証明書、地図、地積測量図は発注者から交付する。
 - (2) 国土交通省公共測量作業規程及び関係法令に基づき業務を実施すること。
 - (3) 労働災害が発生しないよう関係法令等を遵守し業務を実施すること。
 - (4) 苦情等があった場合は速やかに監督職員へ報告し指示に従うこと。
 - (5) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議を行うこととする。
 - (6) その他定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めることとする。
- 8 環境負荷低減への取組

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書（様式）として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～オの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- | |
|--|
| <p>ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。</p> <p>イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。</p> <p>ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。</p> <p>エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。</p> <p>オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適正な整備及び管理並びに作業安全に努める。</p> |
|--|

様式

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～オの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	☐	☐
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐

・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（ ）

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	☐	☐
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	☐	☐
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（ ）

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	☐	☐
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（ ）

オ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

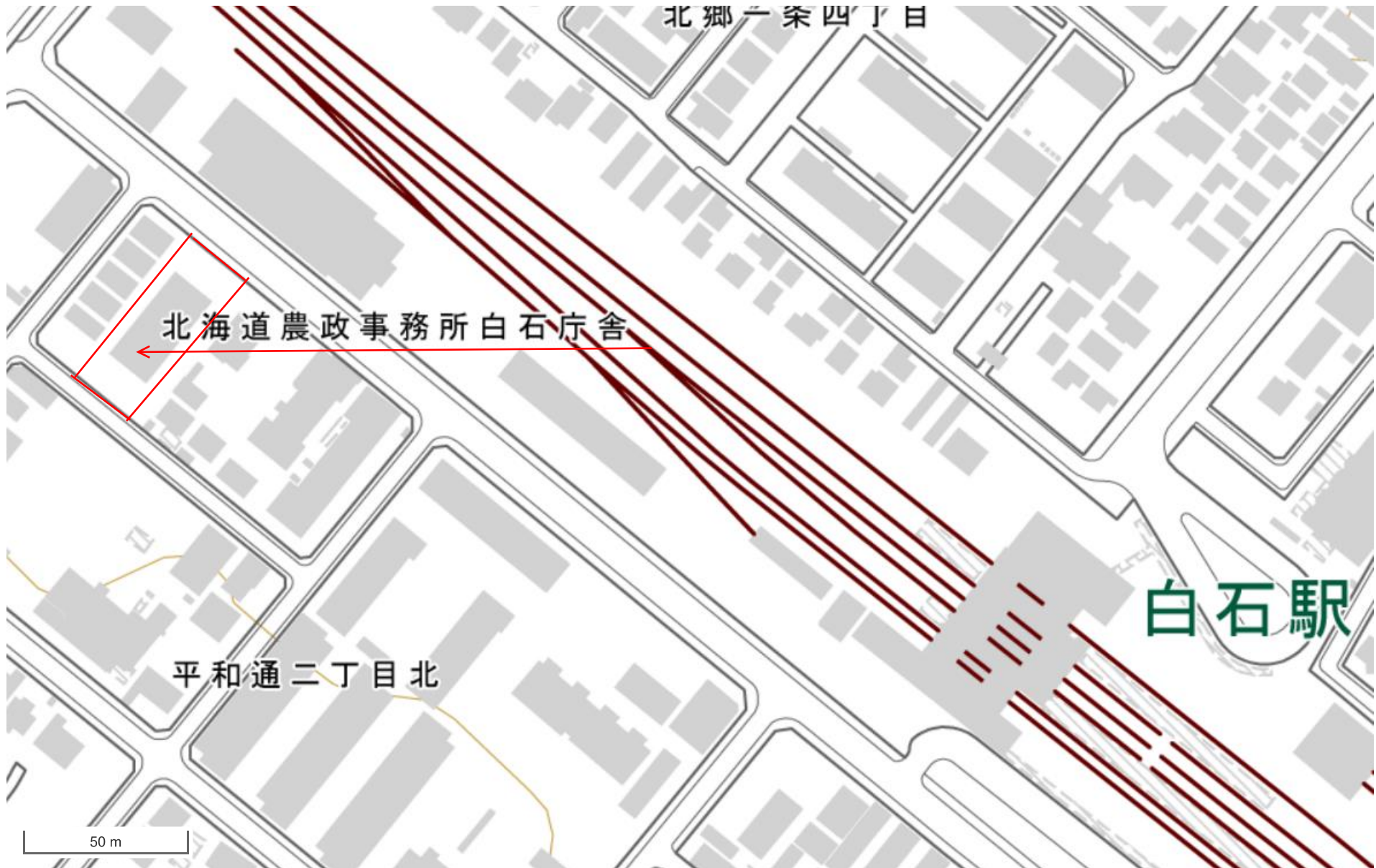
具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	☐	☐
・従業員等の向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	☐	☐
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	☐	☐
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	☐	☐
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（ ）

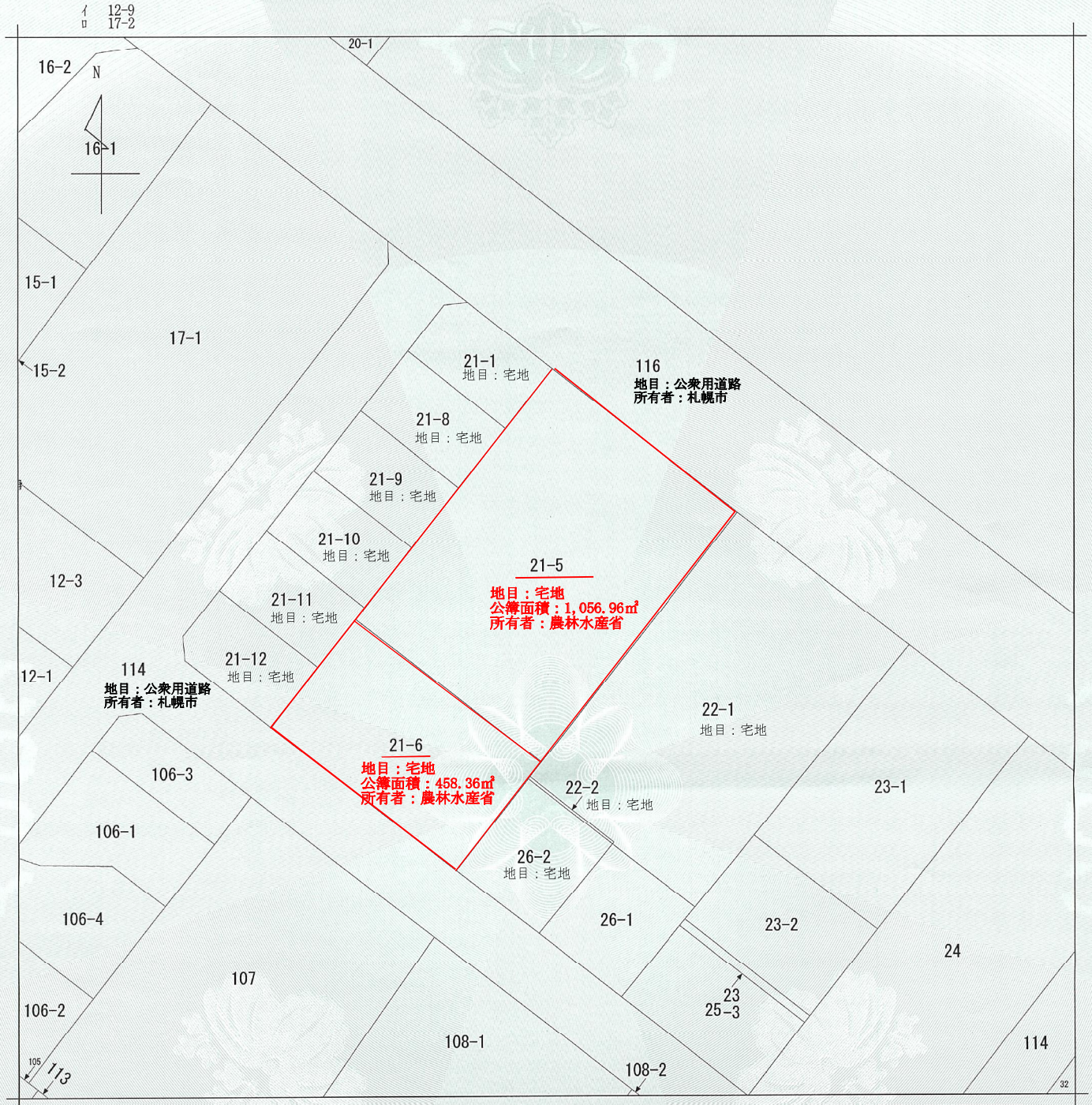
位置図



案内図



地図転写連続図



登記年月日：昭和55年8月8日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局白石出張所管轄)
令和6年11月14日 札幌法務局南出張所

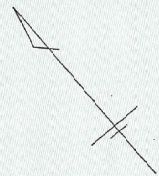
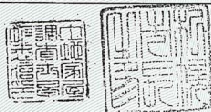
登記官

協功



00425169

種 類	既設の別	筆 界 点 符 号
石 標	既 設	
	新 設	
コン クリ ー ト 標	既 設	A
	新 設	B
	既 設	
	新 設	



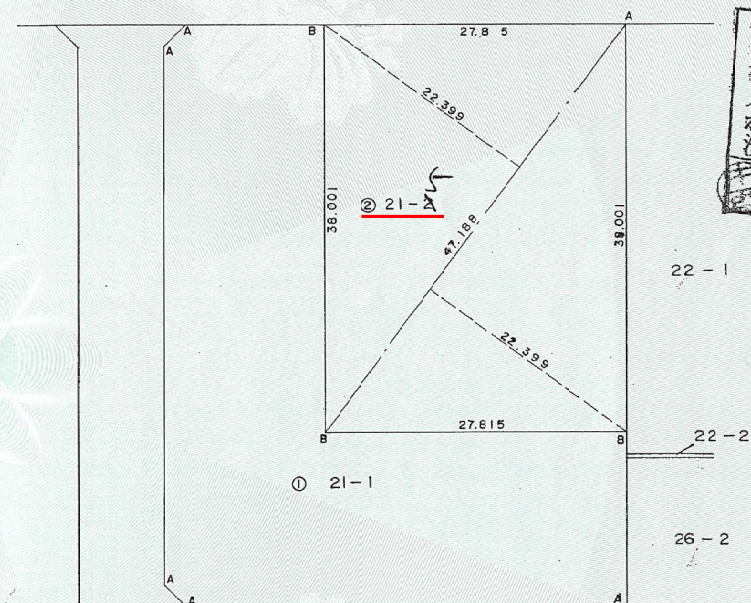
地 番

$$21 - 1 = 5$$

地積測量図

土地の所在

札幌市白石区平和通2丁目北



21 - 1 ----- 2327.^{mz} 2689

$$\textcircled{2} - 5(22.399 + 22.399) \times 47.188 \div 2 = 1056.9640$$

$$\textcircled{1}^{2|-1} 2327.2689 - 1056.9640 = 1270.3049$$

作製者

土也家屋
調 査 士

札幌市白石区北郷4条3丁目13
早 坂 忠 治

(昭和55年7月18日作製)

申請人

札幌市長 板垣 武

縮尺

1	500
---	-----

(札幌土地家屋調査士会用紙)

登記年月日：昭和57年10月28日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局白石出張所管轄)
令和6年11月14日
札幌法務局南出張所

登記官

協力



00425171

種類	既新の別	筆界点符号
石標	既設	
	新設	B.
コンクリート標	既設	A.
	新設	
	既設	
	新設	



$$\begin{aligned} 21-6(1) \quad 703.023525 - 244.657585 &= \underline{458.365940} \text{ m}^2 \\ \text{21-1に合算(60.1.23)} \\ 21-7(2) \quad A \quad 20.793 \times (10.343 + 11.875) \div 2 &= 230.989437 \\ B \quad 15.28 \times 1.807 \div 2 &= 13.668148 \\ &= \underline{244.657585} \text{ m}^2 \end{aligned}$$

地番	新 21-1, 21-6 21-6 ~7	地積測量図
土地の所在	札幌市白石区平和通2丁目北	

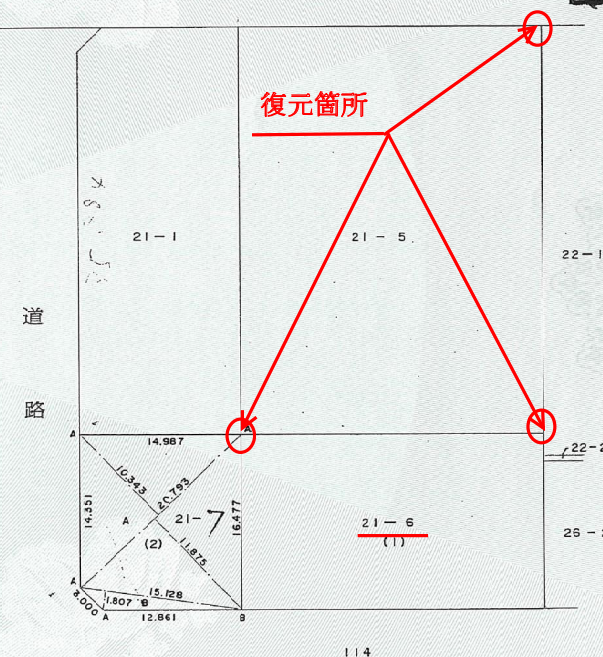


地図書入札済

道路

道路

復元箇所



作製者

札幌市中央区大通西14丁目3
土地家屋調査士 水野武雄

(昭和57年 月 日作製)

申請人 札幌市長 板垣武四

縮尺 1/500

(札幌土地家屋調査士会用紙)